

(趣旨)

第1条 この訓令は、栃木市財務規則(平成22年栃木市規則第55号。以下「規則」という。)その他別に定めるもののほか、市が行う物品の購入、不動産を除く財産の借入れ、製造その他についての請負(以下「物品購入等」という。)に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平25訓令4・一部改正)

(業者選定の手続)

第2条 契約検査課長は、発注をする課等の長(以下「担当課長」という。)から規則第169条第2項の規定による業者選定依頼を受けたときは、次に掲げる事項を定めて業者選定の手続をしなければならない。

- (1) 仕様説明に関する事項
- (2) 入札日その他契約日程に関する事項
- (3) 契約の方法に関する事項
- (4) 入札執行職員に関する事項
- (5) 入札に参加する業者に関する事項
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) 契約条件その他必要な事項

2 担当課長は、前項各号に掲げる事項を定めて規則第169条第2項各号に規定するものを除く物品購入等について、業者選定の手続をしなければならない。

(平23訓令3・一部改正)

3 前項の規定にかかわらず、担当課長は、契約の執行予定価格が1,000万円以上であるときは、契約検査課長に業者選定の手続の一部を依頼することができる。この場合において、当該依頼に係る業者選定の手続は、第1項の規定による手続に準じて契約検査課長が行うものとする。

(平25訓令4・一部改正)

(業者の選定順位)

第3条 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約により物品購入等の手続を行うときは、栃木市物品購入等入札参加者資格審査要綱(平成22年栃木市告示第145号)第11条に規定する入札参加有資格者名簿(以下「入札参加有資格者名簿」という。)に登録された者のうちから経済性、履行の確保及び利便性を考慮し、原則として次の順序により選定するものとする。

- (1) 市内に本社又は本店を有する業者(以下「市内業者」という。)
- (2) 市内に本社又は本店を有しないが、支店又は営業所等を市内に有する業者(以下「準市内業者」という。)
- (3) 市内業者及び準市内業者以外の業者

2 入札参加有資格者名簿に登録された者のうちから選定することが困難な場合は、登録されていない業者を選定することができる。

(平25訓令4・一部改正)

(物品購入等業者選考委員会)

第4条 第2条第1項の規定による業者選定の手続において、当該業者選定を行う契約の執行予定価格が1,000万円以上(随意契約により行おうとする契約にあっては、執行予定価格が500万円以上)であるときは、契約検査課長は、物品購入等業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)に付議しなければならない。

2 第2条第2項の規定による業者選定の手続において、当該業者選定を行う契約の執行予定価格が1,000万円以上(随意契約により行おうとする契約にあっては、執行予定価格が500万円以上)であるときは、担当課長は、選考委員会に付議しなければならない。

3 契約検査課長は、第2条第3項の規定により業者選定の手続の一部について依頼を受けたときは、選考委員会に付議しなければならない。

(平25訓令4・平30訓令12・一部改正)

(選考委員会の設置及び審議事項)

第5条 入札制度の適正な運用を確保するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 物品購入等の契約方法に関すること。
- (2) 一般競争入札に係る入札参加資格要件に関すること。
- (3) 指名競争入札の参加者の選考に関すること。
- (4) 随意契約の理由の適否及び業者の選定に関すること。
- (5) 物品購入等入札参加資格者の指名停止に関すること。
- (6) その他委員長が特に必要と認めた事項

(平30訓令7・一部改正)

(組織)

第6条 選考委員会は、常任委員及び臨時委員(以下「委員」という。)をもって組織する。

2 常任委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 臨時委員は、前項に規定する者以外の者で、委員会が審議する事項に係る事業を所管する部の長とする。

(平30訓令12・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第7条 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は経営管理部長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(令3訓令4・一部改正)

(会議)

第8条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

6 委員長が特に緊急を要すると認めるものについては、持ち回り審議により会議に代えることができる。

(平30訓令7・一部改正)

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、経営管理部契約検査課において処理する。

(令3訓令4・一部改正)

(専決処分)

第10条 第4条の規定により選考委員会に付議された事項が、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員長において専決処分することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の2第1項第2号による場合で、次のいずれかに該当するとき。

ア 物品購入先が1社しかないとき。

イ 特殊な技術を要する等の理由のため、特定の者からしか購入できないとき。

ウ 国又は地方公共団体等と契約するとき。

エ 法令等で価格が統一されているとき。

オ 購入物品が少量かつ定額で、形式、デザイン等を重視するとき。

(2) 政令第167条の2第1項第5号による場合

(3) 政令第167条の2第1項第7号による場合で、発注するものが前回発注したものと同一で、前回落札業者が材料、型等を所有し、著しく価格に有利なとき。

(4) その他選考委員会の議決により特に指定したとき。

(資料の提出)

第11条 第4条の規定により選考委員会に付議するときは、選考委員会に対し、審議に必要な資料を提出しなければならない。

(平25訓令4・一部改正)

(補則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平25訓令4・旧第14条繰上)

附 則

この訓令は、平成22年3月29日から施行する。

附 則(平成23年訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第34号)

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第22号)

この訓令は、平成26年4月5日から施行する。

附 則(平成28年訓令第3号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第7号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(平23訓令3・平23訓令34・平25訓令4・平25訓令22・平28訓令3・平30訓令7・平30訓令12・令3訓令4・一部改正)

総合政策部長
経営管理部長
生活環境部長
上下水道局長
教育次長